

要望書

私たちは毎月1回、綾瀬駅前で「死刑について考えてみませんか」というビラをまいて社会から隔絶された死刑囚処遇のこと、家族にも知らせない突然の執行のこと、冤罪のことなど、死刑をめぐるさまざまな問題を道行く人々に訴え、時々集会を開いて話し合ったりしてきました。数カ月前からはビラの裏をアンケート用紙にして、死刑についての考えを書いてもらうようにしました。実にいろいろな意見が寄せられますし、ビラを受け取る人々の反応をみても、死刑に対する関心が少なくないことを実感させられます。

死刑制度の是非をめぐるっては国会でも議論されているところであり、私たちはこれまでも何度も東京拘置所を訪れ、上記の議論が尽くされるまで死刑執行を中止するよう、そして、死刑囚一人一人の状態をいちばんよく把握している拘置所長が、その権限をもって法務大臣に執行停止を申し入れるよう、要望してきました。にも拘らず、さる6月25日島津新治さんが福岡拘置支所の2人の死刑囚とともに執行されてしまったことは、残念ではありません。島津さんは66歳という高齢であり、獄外との連絡が長い間断たれた末の執行であるという点で、人道上大きな問題があります。

10月にジュネーブで開かれた国連規約人権委員会は、日本で死刑適用犯罪の数が減っていないことに重大な懸念を抱き、日本政府に死刑の廃止をめざした措置を取ることを再度求めるとともに、それまでは死刑の適用は最も深刻な犯罪に限るべきと勧告しました。同委員会はさらに、拘置所に収容されている死刑確定囚がおかれている状況に深刻な懸念を示し、特に死刑囚に対する訪問や通信の過度の制限、家族や弁護人に執行の事前告知がなされないことは規約違反だとして、これらの点を規約に沿って人道的に改善することを勧告しています。

私たちは、日本政府が上記・国連規約人権委員会の指摘と勧告を受け入れ、直ちに実行することを望むものですが、東京拘置所長としてもこの勧告の趣旨を十分に理解され、とりわけ現在の閉鎖的な死刑囚処遇を改善されるよう、強く要望します。

あわせて、多くの問題が指摘されている死刑執行を中止するよう、心から要望します。

1998年11月11日

東京拘置所のそばで死刑について考える会

東京拘置所長殿